

# 実績報告書に添付する際の注意事項

※次の事項を守ってください。

1. 写真の大きさはL判程度とすること。

2. 写真に撮影日が入っていないこと。

3. A4用紙を縦長に使用し、写真を掲載すること。

また、写真の右側には、説明及び該当日を記入すること。

4. 単独処理浄化槽又は汲取便槽を撤去の場合は、撤去工事前、撤去工事中、

撤去工事後の写真も掲載すること。また、ガラの写真についても掲載すること。

5. 宅内配管工事を行う場合は、工事前の状況、設置状況、設置後の写真も掲載すること。

また、ガラの写真についても掲載すること。

○浄化槽工事業者の掲げる標識

標識の掲示は国土交通省「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号による。

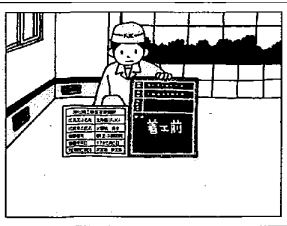
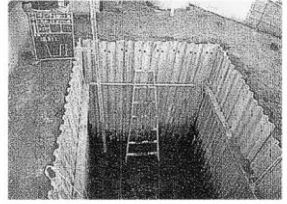
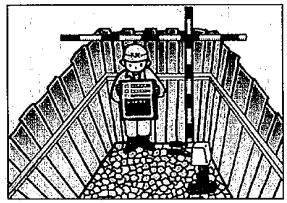
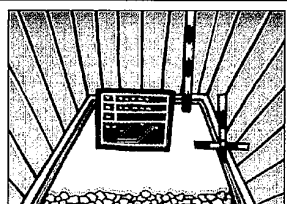


← 35cm以上 →		↑ 25cm 以上 ↓
浄化槽工事業者登録票		
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	知事(登)第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

【法第30条】別記様式第8号(第9条)

※標識の記載事項が判読できるように撮影すること

## 実績報告書に添付する浄化槽工事写真撮影例

※黒板・標識・認定ラベル等の文字やスケールの目盛が鮮明に見えるようにすること。

工事手順	工事写真例	写真の種類	撮影のポイント
①工事着工前		浄化槽設備士が工事を実地に監督していることを証する写真。	①浄化槽の設置場所。 ②浄化槽設備士は正面を向く。 ③標識・黒板を掲げる。 ④背景に工事を行う場所の周辺状況(地面・家屋等)と共に写す。  ※標識の記載事項が判読できるように撮影すること
②掘削		床付けの完了状況を示す写真。	工事場所、日時、工程を示した黒板とともにスケールなどの機材も写す。
③栗石作業		基礎砕石敷設転厚圧工事状況を示す写真。	栗石または砕石地業でランマ等機材で転厚の作業を行っているところを写す。
④基礎コンクリート工事		基礎工事の状況を示す写真。	栗石地業を行ったことので分かる写真、すなわち栗石のつき固めが終了後、深さの分かるスケールと共に写す。
		基礎工事の状況を示す写真。	型枠及び配筋の状態が分かるもの、ピッチが分かるスケールと共に写す。
⑤浄化槽確認		浄化槽本体及び浄化槽搬入状況を示す写真。	現場にて浄化槽の機種、製品名が判読できるように真横から黒板をあて撮影する。

## 実績報告書に添付する浄化槽工事写真撮影例

※黒板・標識・認定ラベル等の文字やスケールの目盛が鮮明に見えるようにすること。

工事手順	工事写真例	写真の種類	撮影のポイント
⑥据付工事		据付工事の状況を示す写真。	<p>水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋戻しの作業を行っていることが分かる写真を残す。そのためには、以下の道具等が写っていることが必要。</p> <p>ア. 本体の水平を確認するための水準器(水準目安線や越流せき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを撮影した別の写真でも可)</p> <p>イ. 埋戻しの高さを示すスケール</p> <p>ウ. 水張り及び水締め用いるホース</p> <p>エ. 突き固め用の器具(突き棒、ランマー等)及び埋戻しに用いる土砂(本体を傷つけるおそれのある石などが入っていない土砂)</p>
⑦かさ上げ		かさ上げの状況を示す写真。	マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を残す。そのためには、バルブの上端からマンホールの蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真を写す。 (概ね30cm以内とすることが適当)
⑧上部スラブ・配筋		上部スラブコンクリートの配筋状況を示す写真。	配筋の状態が分かるもの。ピッチが分かるスケールと共に写す。
		上部スラブコンクリート状況を示す写真。	コンクリートが養生され、コンクリート厚が分かるスケールと共に写す。
⑨型式認定ラベル		浄化槽の型式認定が確認できる写真。	型式認定が識別できるように写す。
⑩完成写真		浄化槽上部、及び周囲の状況から浄化槽工事が竣工したことを示す写真。	<p>浄化槽の上部及び周辺の状況から、残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了している状況が分かるように写す。</p> <p>現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていることが望ましい。</p>
⑪ブロワ据付		ブロワの設置状況を示す写真。	<p>ブロワ、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロアの接続状況が分かるように写す。</p> <p>アースレスのブロワの場合には、その旨を黒板に記入すること。</p>

○浄化槽工事業者の掲げる標識

標識の掲示は国土交通省「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第9条」に定める別記様式第8号による。

← 35cm以上 →		
浄化槽工事業者登録票		↑ 25 cm ↓
氏名又は名称		
代表者の氏名		
登録番号	知事(登)第 号	
登録年月日	年 月 日	
浄化槽設備士の氏名		

【法第30条】別記様式第8号(第9条)

※標識の記載事項が判読できるように撮影すること